

岩手県南広域 競争入札参加資格審査申請の手引き

令和7年10月

岩手県南広域14団体

北上市

奥州市

花巻市

遠野市

一関市

金ヶ崎町

西和賀町

平泉町

北上地区広域行政組合

岩手中部広域行政組合

北上地区消防組合

岩手中部水道企業団

奥州金ヶ崎行政事務組合

一関地区広域行政組合

はじめに

岩手県南広域14団体（北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ヶ崎町、西和賀町、平泉町、北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、北上地区消防組合、岩手中部水道企業団、奥州金ヶ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合。以下「広域団体」といいます。）では、競争入札参加資格審査申請の受付窓口を一本化しつつ、申請を受け付けるシステム（以下「受付システム」といいます。）を導入し、電子申請による受付（以下「共同受付」といいます。）を令和4年11月から実施しています。

1 申請を受付する団体

北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、金ヶ崎町、西和賀町、平泉町、北上地区広域行政組合、岩手中部広域行政組合、北上地区消防組合、岩手中部水道企業団、奥州金ヶ崎行政事務組合、一関地区広域行政組合の14団体です。

2 対象者

(1) **令和8年度において**、岩手県南広域14団体が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設コンサル」といいます）、物品・役務の競争入札等へ参加を希望する方。
※建設工事/建設コンサル/物品・役務の各区分による申請が必要です。

(2) 令和7・8年度入札参加資格申請を受理された方で、以下の変更申請を行いたい方。

- ・本社または委任先として設定する営業所の所在地を、北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、平泉町、金ヶ崎町、西和賀町、紫波町のいずれかに変更または新規設置したい方。
- ・工事、建設コンサル、物品役務の希望業種を追加したい方

3 申請受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

受付システム稼働時間：8時30分～21時00分

※申請受理通知メール、差戻しメールの送信には、申請提出から2週間ほどお時間をいただく場合がございます。なお、11月28日を過ぎてから申請を差戻しする場合は、新たに補正期限を設けますので、その期限内であれば修正可能です。

受付期間内に申請提出を完了しなかった場合や、補正期限内に内容の不備を修正し再度提出されなかった場合は不受理となり、次回の受付まで申請できません。

4 資格の有効期間及び格付

【物品・役務】

令和8年4月1日から令和9年3月31日

【建設工事及び建設コンサル】

有効期間及び格付は、各団体で別途定めます。詳細は各団体のHPを確認ください。

5 申請方法

(1) 継続申請

令和5・6年度競争入札参加資格登録されていた方は、システムログイン後、申請受付システムメインページの「継続申請」から令和8年度入札参加資格申請を行ってください。

※ 申請者単位ではなく、建設工事/建設コンサル/物品・役務の各区分についての申請有

無で継続申請/新規申請を判断することとなります。

例：令和5・6年度に建設工事で入札参加資格登録をしていた方が、令和8年度分として建設工事と物品・役務に登録したい場合
⇒建設工事は「継続申請」、物品・役務は「新規申請」で申請することになります。

(2) 新規申請

申請したい区分に令和5・6年度競争入札参加資格登録を行っていない方は、申請受付システムメインページ「新規申請」から令和7・8年度入札参加資格申請を行ってください。

(3) 本手引き「2 対象者－(2)」に示す変更申請

申請受付システムメインページ「変更申請」から申請を行ってください。

●申請手順

- ① いずれかの広域団体ホームページから、申請書様式第1号（使用印鑑届兼委任状）及び様式第2号（未納なし証明様式）をダウンロードする。
- ② 本手引き「8 提出書類」を参照のうえ、必要書類を揃え、PDFファイルに変換する。
ほか、HPに掲載しているシステム操作マニュアルを参照のうえ申請受付システムにログインし、申請書提出してください。

【マニュアル参照先】

操作マニュアル	継続申請	新規申請
工事	31ページ	11ページ
建設コンサル	31ページ	11ページ
物品・役務	33ページ	11ページ

※添付書類を別途郵送する必要はありません。

※登録の際に付与される受付番号、ユーザID、パスワードは、登録が完了した後も、変更申請や継続申請で使いますので、大切に保管願います。

※受付番号、ユーザID、パスワードを忘れた場合は、操作マニュアル「ユーザID、パスワードを忘れた場合」に従ってパスワードの再設定を行ってください。

6 資格要件

【全区分共通】

- (1) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (2) 国税及び市町税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

【建設工事】

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果に基づく同法第27条の29第1項の規定による通知の書面（以下「総合評定値通知書」という。）に総合評定値及び完成工事高（年平均）の数値を有する者であること。
- (3) 健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定に違反している者でないこと。

【建設コンサル】

- (1) 営業に関し法律上資格が必要である場合、その資格を有すること。
- (2) 申請日現在において、営業年数が1年以上であること。
- (3) 申請日の直前2年以内の営業（事業）年度において、競争入札に参加を希望する測量・建設コンサルタント等業務についての業務履行を有すること。
- (4) 健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定に違反している者でないこと。

【物品・役務】

営業に関し法令上許可・登録等を必要とする業種にあつては、その資格を有すること。

【団体個別資格要件】

各団体が個別に要件を設定している場合があります。別表を参照してください。

7 希望業種の選択

物品・役務の業種については、総務省が策定した標準項目をもとに分類しています。別紙「営業品目の詳細」を参照の上、業種選択をしてください。

※ 今システムでの登録にかかわらず、各団体が個別に別途希望営業品目の調査を行う場合があります。必ず別表を参照してください。

8 提出書類（本手引き「2 対象者－(2)」に示す変更申請を行いたい場合を含む）

No	名称	建設工事	建設コンサル	物品・役務
1	使用印鑑届兼委任状（様式第1号）	○	○	○
2	納税証明書等の写し ①国税 「その3の2」または「その3の3」 ②各市町税 納税証明書（前年度分）又は未納無し 証明書（様式第2号（参考））の写し	○	○	○

3	登記事項証明書の写し(法人) 又は市区町村長の発行する身分証明書の写し(個人)		○	○
4	財務諸表類の写し(直近1事業年度分) 個人事業主は確定申告書の写しでも可		○	○
5	総合評定値通知書の写し	○		
6	登録証明書等の写し		○	

(注)

- ・添付可能なファイルは、PDF形式となります。**1ファイルのサイズ上限は5MBまで**で、全体の上限は15MBまでです。上限を超える場合には、画質を低解像度にする等などとして、再度添付してください。
- ・No.1は、押印済のものを添付してください。
- ・No.1の日付は、申請日を記入してください。
- ・No.2,3については、申請日の直前3か月以内に発行されたもの、かつ令和7年11月末までに納期限が到来する標記がないものに限りします。
- ・No.2各市町税納税証明書については、本社または委任先として設定する営業所等の所在地が北上市、奥州市、花巻市、遠野市、一関市、平泉町、金ケ崎町、西和賀町、紫波町のいずれかにある場合のみ該当する市町の納税証明書を添付してください。**なお、課税実態がない等により納税証明が提出できない場合は、申請または委任先として営業所等を設定することはできません。**
- ・No.3登記事項証明書については、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書いずれでも可とします。
- ・No.5については、審査基準日が令和6年5月1日以降のものに限りします。

9 受理通知の送付

受付の状況については、次のメールが申請時に登録いただいた申請担当者メールアドレスに送信されます。

ア 申請登録完了通知メール:システム上で申請提出が完了した際に送信されます。

イ 申請受理通知メール:受付センターにおける審査終了後に送信されます。

※受理通知のメールを受け取れるよう、セキュリティ等の設定をお願いします。また仕様によりメール不達が見られるため、Gmailを受信用メールアドレスに設定しないようお願いします。

10 不備があった場合の対応(不受理通知)

受付センターからシステムに登録した申請担当者メールアドレスに連絡しますので、補正

の上、指定された期限までに速やかに再度申請提出をお願いします。

※指定された補正期限内に申請受理まで行われないときは、「申請不受理」扱いとなります。

※セキュリティにより不受理通知を受け取れず、補正期間内に補正を行えなかった場合でも「申請不受理」となります。メールを受け取れるよう、セキュリティ等の設定をお願いします。

※受理通知のメールを受け取れるよう、セキュリティ等の設定をお願いします。また仕様によりメール不達が見られるため、Gmailを受信用メールアドレスに設定しないようお願いします。

11 受付システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

パソコン【推奨仕様】	Windows8. 1、10、11 CPU :Core Duo 1. 6GHz同等以上 メモリ :1GB以上
ブラウザ【推奨仕様】	Microsoft edge Google Chrome
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダへの加入)	専用回線 :128kbps～ 光ファイバ回線 :10Mbps～
スキャナ	A4サイズ of 用紙の読み取りができること。

12 申請の注意事項

(1) 申請について

ア 申請及び申請書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。

イ 申請は、法人(個人)単位です。受任者(営業所・支店等)単位での申請は受け付けません。受任者と事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

ウ 入札、契約等の権限を営業所、支店等に委任する場合は、「営業所情報」で受任者となる営業所、支店等を登録した上で、「個別情報登録」において、委任する営業所、支店等の状況を登録してください。併せて、委任状の作成をお願いします。

(2) システム登録、書類送付後の修正について

受付システムの登録後は、審査において明らかな不備がある場合を除き修正できませんので、入力内容を十分に確認の上、提出してください。

(3) 外字等について

システムで利用できる漢字は、JIS 第1水準、第2水準文字です。使用できない漢字が

入力された場合、エラーメッセージが表示されます。外字、機種依存文字等は、正字に置き換えて入力してください。

【記載例】高橋 → 高橋

(4) 金額の入力について

金額の入力は千円単位となっていますので、千円未満「切り捨て」で入力してください。
なお、カンマ「,」は入力しないでください。

(5) 一時保存について

申請の途中で中断する場合は、「申請登録画面」の「登録」ボタンをクリックしてからシステムを終了してください。必須項目が入力出来ていない等の理由により、「申請登録画面」の「登録」ボタンをクリックした際にエラーメッセージが表示される場合は、「申請登録画面」の「一時保存」ボタンをクリックしてください。一時保存した申請を再開するには、「メインページ画面」の「新規申請」リンクから「申請登録画面」を開き、「一時ファイル読込」ボタンをクリックして一時保存ファイルを読み込んでください。

(6) ログアウトについて

システム終了の際、画面を閉じる「×」ボタンではなく、忘れずに「ログアウト」ボタンをクリックして終了してください。※正常にログアウトされていない場合、ログイン状態が継続するため、次のログインができない場合があります。

(7) 受付システムを利用できない事業者について

インターネットに接続できるコンピュータを保有していないなどの理由により受付システムを利用できない事業者は、行政書士等へ依頼するか、申請したい団体に個別に相談してください。

13 問い合わせ先

(1) 岩手県南広域団体共通申請に関すること。ID・パスワードの再発行に関すること。

奥州市財務部財政課契約係

電話：0197-34-1767(直通)

電子メール：keiyaku@city.oshu.iwate.jp

※土日祝日を除き午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申請の審査、受理状況、差戻しの内容確認に関すること。

株式会社システムベース 受付センター

電話：080-5964-1867

※開設期間 令和7年11月4日(火)～令和7年12月19日(金)

※土日祝日を除き午前8時30分から午後5時30分まで

開設期間以外の問合せは、奥州市財政課をお願いします。

(3) 格付、添付書類などの申請団体による特記事項に関すること

各団体の担当課、電話連絡先、ホームページのURLは別表をご参照ください。